

団体設立願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

㊟

下記のとおり本学内に団体を設立したいので、許可をいただきたくお願いいたします。

団体の名称	
目的	
活動の内容	
役員氏名 (学生にあつては 学籍番号を附記する こと)	代 表 者
顧問	㊟

*団体の規約（案）及び加入予定者名簿を添付すること。

規約例

敦賀市立看護大学卓球サークル規約

平成 年 月 日

第1条（名称）

本団体は敦賀市立看護大学卓球サークル（以下「本サークル」という。）と称する。

第2条（目的）

本サークルは、卓球競技を通じ会員の親睦を図ることを目的とする。

第3条（活動）

本サークルは前条の目的を達成する為に、次の活動を行うものとする。

- (1)定期的に体育館で練習を行う。
- (2)協会等の主催する大会に出場する。
- (3)他大学との練習試合を行う。

第4条（本部）

本サークルの本部は敦賀市立看護大学(敦賀市木崎78号2番地の1)におく。

第5条（会員の資格）

本サークルの会員は、敦賀市立看護大学の学生で所定の方法により会員登録を行った者とする。

第6条（退会）

会員が退会する場合は、会長に速やかに連絡するものとする。

第7条（会費）

本サークルの会費は役員会がこれを定め、事前に会員又は会員になろうとする者に対し金額及び用途を通知するものとする。

第8条（役員）

本サークルに、次の役員をおく。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)会計 1名

第9条（役員の職務）

- (1)会長は会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3)会計は、本サークルの会計業務を担当する。

第10条（役員任期）

役員任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

第11条（顧問）

本サークルは、敦賀市立看護大学の職員1名を顧問としておく。

第12条（役員会）

役員会は役員をもって構成し、本サークルの活動を審議し、会務を処理する。

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

第13条（会計年度）

本サークルの会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

付則

第1条 本会則に特に定めのない場合は役員会によりこれを決定する。

第2条 本会則は、平成26年 月 日より施行する。